

「地域包括支援センター」の活動

平成18年4月に介護保険制度が改正されました。地域包括支援センターを中心とした介護予防事業も定着してきました。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域の介護支援事業を行う核的機関です。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住みなれた地域で安心した生活を継続できることを目指して、平成18年4月に設置されました。介護予防や高齢者支援の拠点として、徐々にその活動は定着してきています。

相談者・申請者

介護や介護予防に関する各種申請や相談
高齢者の権利擁護や虐待防止に関する相談

社会福祉士

行政機関、保健所、医療機関など必要なサービスにつなぎます

地域包括支援センター

保健師

要支援者や虚弱高齢者を対象とした介護予防ケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントの実施を行います

主任ケアマネジャー

地域のケアマネジャーからの日常的個別指導や困難事例の相談に指導・助言をし、包括的・継続的なケアマネジメントを支援します

- こんなときご利用ください
- ・介護予防や介護、福祉制度に関する相談をしたい
 - ・介護予防や介護サービスの受け方があわからない
 - ・介護予防サービスを受けたい
 - ・家族や介護サービスの提供者かららいじめや虐待をうけている
- このような時、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者虐待防止・ 養護者支援法が施行

この法律は、高齢者虐待の防止や介護者等養護者を支援し、高齢者的人権を守ることを目的として平成18年4月に施行されました。

○虐待とは

「身体的虐待」「介護放棄」「心理的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」の5種に定義されます。

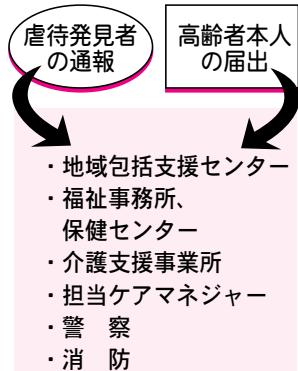
○通報が義務となります

家庭での虐待に気づいた人の市町村等への通報を努力義務としています。特に、生命や身体を損ねる重大な危険がある場合には、通報が義務となります。

施設等に入所している高齢者の虐待も通報が義務付けられます。施設等職員は、虐待に気づいたら、即通報しなければなりません。職員以外でも、生命や身体に危険がある虐待を発見した場合は、通報が義務となります。

虐待を受けている本人が届出することもできます。

※届出、通報の秘密は守られます



—高齢者虐待を防ぐ—

介護者・養護者の支援

通報を受けた市町村や県では、関係機関と連携して、事実確認（家庭訪問等）又は立入調査を行い、施設入所による保護や居宅サービス提供など、必要な支援を行います。

施設等での虐待が通報された場合は、介護保険法・老人福祉法による監督権限を行使して、高齢者保護や虐待防止を行います。

○市町村や県は……

生命・身体に重大な危険がある

立入調査

(必要な場合は警察署に援助要請)

・施設入所、ショートステイ利用等による保護
・居宅サービスの提供や、保健・福祉・医療関係者による相談支援

事実確認 (家庭訪問等)

介護をする人もされる人も、どちらも安心できるように、介護の悩みや不安は抱え込み、このような相談機関をどうぞご利用ください。

介護をする人もされる人も、どちらも安心できるように、介護の悩みや不安は抱え込み、このような相談機関をどうぞご利用ください。